

障害児福祉手当
特別障害者手当 死亡届
(福祉手当)

(ふりがな)	
受給資格者氏名	
住 所	
死亡年月日	令和 年 月 日

上記のとおり、受給資格者が死亡したので届け出ます。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

(死亡した者との続柄)

富士・東部保健福祉事務所長 殿

- ◎ この届には、死亡を証明する書類（例：死亡診断書）を添付して提出してください。
- ◎ 死亡した受給資格者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかった手当がある場合は、その者の配偶者又は扶養義務者で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、未払手当請求書及び死亡した受給資格者との続柄を証明する書類も提出してください。（なお、手当を支払うべき者の順位は、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順になります。）